

株式会社相愛における公的研究費の管理・監査に関する基本方針

平成20年11月

株式会社 相 愛

1. 趣旨

この方針は、平成19年2月15日付け18文科科第829号「研究機関における公的研究費の管理・監督のガイドライン（実施基準）について（通知）」の趣旨を踏まえ、株式会社相愛における公的研究費の不正使用を防止し、適正かつ効率的な研究費の管理・監査を行うための指針とする。

2. 公的研究費の範囲

対象となる公的研究費は、文部科学省をはじめとする、国の関係府省又は関係府省が所管する独立行政法人から配分される、競争的資金を中心とした公募型の資金とする。

3. 管理・監査体制等

- 1) 競争的資金等の運営・管理を適正に行うため、運営・管理に関わる者の責任と権限の体系を明確化し、社内外に公表する。
- 2) 研究費の不正な使用を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制を構築する。
- 3) 具体的な不正防止計画を策定・実施することにより、関係者の自主的な取り組みを喚起し、不正の発生を防止する。
- 4) 他社からの実行性のあるチェックが効くシステムを作って管理を行う。
- 5) 研究費の使用ルールに関する理解を機関内の関係者に周知させるとともに、社内において内外からの情報が適切に伝達される体制を構築する。
- 6) 機関全体の視点から実行性のあるモニタリング体制を整備する。

株式会社相愛公的研究費の不正防止計画

平成20年11月

株式会社 相 愛

この計画は、「株式会社相愛における公的研究費の管理・監査に関する基本方針」の実施に関し必要な事項を定める。

1 社内の責任体系の明確化について

機関内の責任体系

- ・最高管理責任者は代表取締役社長とする。
最高管理責任者は、会社全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う。
- ・統括管理責任者は事業本部社長付とする。
統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について会社全体を統括する指導責任と権限をもつ。
- ・事業部責任者は、各事業部のプロジェクトリーダーとし、事業部責任者は、各事業部における競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限をもつ。

会社内の責任体系の公開

- ・株式会社相愛のホームページに公開する。

<http://www.soai-net.co.jp/>

2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備について

研究費の事務処理

- ・公的研究費を配分する機関の事務処理マニュアルに基づき処理する。それ以外に関しては、自社の規定に基づき処理する。

研究費の事務処理手続きに関する相談窓口

- ・事業本部 経理担当に設置する。相談された事項の判断が難しい場合は、案件に応じて統括管理責任者や所管官庁、配分機関等に速やかに照会し対応する。

職員の意識向上

- ・統括管理責任者は会社の全社員を対象に公的研究費に関する研究会又は説明会を実施する。

3 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施について

防止計画推進部署

- ・不正防止計画推進担当者はISO品質管理責任者とする。

不正取引に関与した業者への対応について

以下の事項を勘案し、代表取締役社長が決定する。

(1)取引業者が主たる当事者として意図的に研究費の不正使用を主導した場合の措置

取引業者が当社研究者に持ちかけて行われる研究費等の不正使用等、取引業者が主たる当事者として意図的に研究費の不正使用を主導した事実が判明した場合には、不正に支出された当該研究費の返還を求めるとともに、行われた事象の程度、組織としての関与の度合いを勘案し、1年以上の取引停止処分とする。ただし、即時の取引停止が当社の事業活動に著しく影響がある場合には、一定期間を経た後に、取引停止処分とすることができる。

(2)当社の研究者が主たる当事者として意図的に研究費の不正使用を主導し、取引業者が従たる当事者である場合の措置

研究者が業者に発注の見返りに反対給付を要求するなど、研究者が主たる当事者として意図的に研究費の不正使用を主導し、取引業者がそれに加担した等の事実が判明した場合には、不正に支出された当該研究費の返還を求めるとともに、その内容に応じ、1年以下の取引停止処分とする。ただし、即時の取引停止が当社の事業活動に著しく影響がある場合には、一定期間を経た後に、取引停止処分とすることができる。

(3)不正な取引に関与した取引業者による通報があった場合の措置

相談窓口への通報等、不正に関与した当事者(業者)が自主的に名乗り出、調査に協力した場合には、その内容を勘案し処分内容を決定する場合がある

4. 研究費の適正な運営・管理活動について

発注・検収業務における当事者以外の者によるチェック

- ・事業本部経理担当者による。

5. 情報の伝達を確保する体制の確立について

研究費の使用ルール等に関する相談受付窓口

- ・ISO 品質管理責任者とする。相談された事項の判断が難しい場合は、案件に応じて統括管理責任者や所管官庁、配分機関等に速やかに照会し対応する。

通報(告発)の窓口

- ・統括管理責任者である事業本部社長付とする。

6. モニタリングの在り方について

会社全体のモニタリング及び監査制度

- ・ 事業部責任者は所管する研究課題の内部監査を実施する。
- ・ 当社と契約している会計事務所または当社の監査役による。

7. 不正使用に関わる調査

当社倫理委員会による。

公的研究費の管理運営体制等について

平成20年11月

株式会社 相 愛

株式会社相愛では、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライ」に基づき、公的研究費（競争的資金等）に係る管理運営体制を定めました。

1．株式会社相愛の運営・管理責任者は次のとおりです。

【最高管理責任者】

・最高管理責任者は、代表取締役社長とし、会社全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う。

【統括管理責任者】

・統括管理責任者を事業本部社長付とし、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について会社全体を統括する指導責任と権限を持つ。

【事業部責任者】事業部責任者は、各事業部のプロジェクトリーダーとし、事業部責任者は、各事業部における競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限をもつ。

2．相談受付窓口は次のとおりです。

ISO 品質管理責任者

〒780-0002 高知県高知市重倉 266 - 2

電話：088 - 846-6700 FAX：088 - 846-6711

3．通報（告発）受付窓口は次のとおりです。

事業本部社長付

〒780-0002 高知県高知市重倉 266 - 2

電話：088 - 846-6700 FAX：088 - 846-6711

（注意事項）

告発は、当該競争的資金等に係る研究活動における不正行為（研究成果の捏造、改ざん等）及び研究費の不正使用（私的流用、目的外使用等）を対象とします。

告発を受ける際には、告発者の氏名・連絡先、不正を行ったとする研究者・研究グループ、不正行為及び不正使用の態様、不正とする根拠、使用された競争的資金等について確認させていただくとともに、調査にあたっては、告発者にご協力を求める場合があります。

（ 告発者の個人情報や告発内容については、取り扱いに十分注意いたします。）

株式会社相愛における競争的資金等の運営及び管理体制図

